

平成28年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月22日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

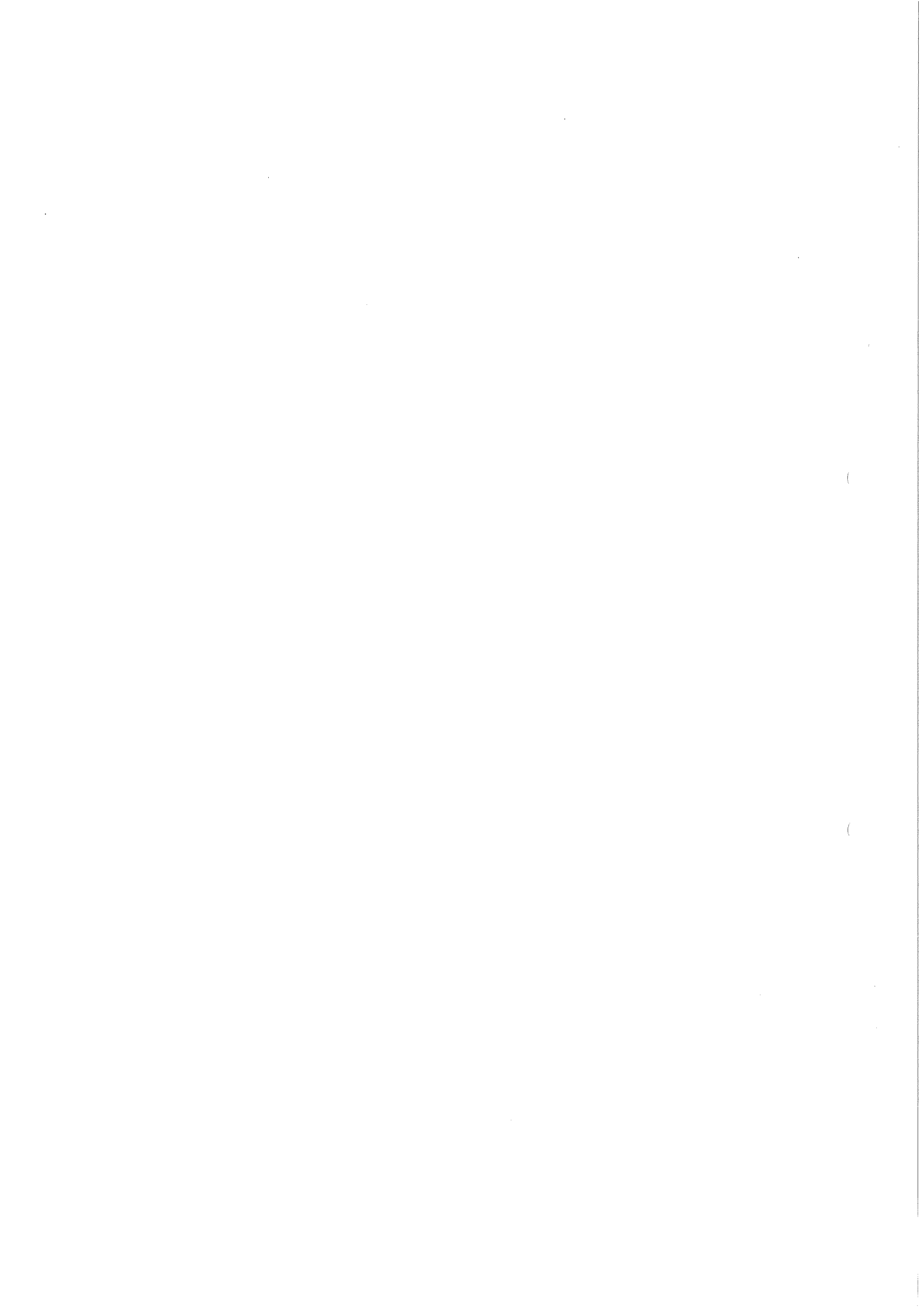
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第7号 西之表市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について



○局長

ただいまより、11月の定例総会を開会いたします。

会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は、忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。

でん粉用甘藷また青果用甘藷の収穫がまさに追い込みの時期で、青果用の収穫期間が延期になったようでございます。

さて、いよいよサトウキビの収穫作業が12月5日から始まりますけれども、今年度は、昨年より39.6%の伸びということで、43,967トンの生産量が見込まれているようです。工場の操業が、12月5日から来年の4月19日までが予定されているようです。

さて、先日の先進地視察研修会、大変お疲れ様でした。小林市の農業委員会においては、複数の小委員会を設置し、総会で委員長報告により決議をするという総会のあり方や新体制における農業委員及び推進委員の定数の考え方などを聞くことができたところ です。

また、30日から12月定例市議会が開催をされ、定数及び報酬条例が議決されますと本格的に委員等の候補者選びについて推進していかなければなりません。1月から公募をすることになるかと思えます。

特に推進員の募集については、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

それでは、11月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には、10番中村委員と11番河本委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は賃借権設定6件の申請がありました。

1番です。榕城朝日が丘地区です。台帳地目山林、現況地目畑の1筆で面積1,127平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。下西鞍勇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積5,962平米を賃貸借に

より5年間借り受けるものです。

借人の法人は解除条件付きで農業を営んでおりましたが、今年4月に農地法改正で農地所有の要件が緩和されたことに伴い、農地所有適格法人としての要件を満たしたことから、今回の申請を行っております。

3番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,490平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2ページをお開きください。

4番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,227平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

5番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積1,672平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

6番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,354平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番と3番から6番の許可後の経営面積が6,870平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から6番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明終わります。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1について、報告いたします。

11月20日に借受人の方と現地を確認いたしました。現地は2年前から耕作しておらず、かや・すすぎが生えておりました、すきをかけて深耕をしている状態でございました。もっと良い条件の畑があるのではないかとというぐらいの申請地でありましたが、本人が頑張って耕作をするということでありましたので、間違いはないということで了解を取っております。以上で報告を終わります。

○5番委員

はい、5番です。番号2番について報告いたします。

19日、譲受人の立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は石材業を営む土地持ち非農家でございます。譲受人は焼酎いもを30町歩以上栽培する法人の方でございます。前から借りており、今回、また新たに5年間の更新ということで何ら問題はないと思います。それから、3番から6番は、譲受人が同一人物でありますので、まとめて報告いたします。1番の方と同じ譲受人でございます。譲受人と譲渡人は、5番を除きまして全て土地持ち非農家となっております。譲渡人とは電話で確認を取っております。

譲受人は、神戸出身でサーファーとして来島し、種子島に移住したとのこととございます。いろいろな人の勧めで農業を始めることになったとのこととございます。現在、新規就農者として申請中とのこととあります。現在は、安納いもとバレイショを栽培しています。管理作業については、耕運機を持っていますが、ほとんどが委託作業になるとのこととございました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。議案第1号について、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は3ページです。

今月は、一般住宅1件、通路一件の合計2件の申請がありました。

1番です。申請地は榕城上之原町地区の土地2筆で、台帳地目畑・雑種地、現況地目畑、合計面積428平米であります。申請理由は、譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を求め自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんする区域に近接することから、第3種農地の「市街地内農地」に該当すると判断されます。

周辺は北側と東側に道路、南側に宅地、西側に畑がありますが、被害防除計画及び被害防止誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われれます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。

2番です。申請地は申請番号1番に隣接する土地2筆で、台帳地目畑・雑種地、現況地目畑、合計面積56平米であります。申請理由は、譲受人は現在、自動車整備工場を営んでおりますが、南側の市道からの通路が狭いため、申請地を求め通路を拡張したいとのことです。

土地の条件は、申請番号1同様、農振農用地区域外であり、住宅が連たんする区域に近接することから、第3種農地の「市街地内農地」に該当すると判断されます。

周辺は北側と東側に道路、南側に宅地、西側に畑がありますが、被害防除計画及び被害防止誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。これにつきましては昨日、現地調査が行われております。雨の中、大変だったかと思

○9番委員

はい、9番です。昨日、現地調査を行いました。私9番の日高と10番の中村委員、事務局より局長、内田さんと各地区の担当委員と案内人で合同調査をいたしましたので報告をいたします。

まずは、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、同じ農地ということでもありますので写真も1枚となっております。

まず、番号1につきましては、青い部分になりますが、場所としましては、上から市道を上がって種子島高校に行く手前から桃園に抜ける市道がありますが、住宅街に行く道路沿いにある農地です。奥に軽トラックを止めてある所が市道でございます。

申請人は、住宅も30坪ということで、今、事務局から説明がありましたように、排水関係も側溝も通っておりますし、何ら転用に関しては問題はないだろうということで意見の一致を見たところ

です。続きまして2番ですが、2番に関しては、赤い部分です。手前の方に、譲受人の自動車整備工場がありまして、入り込みのほう

が少し狭いということで、今回、そういう話し合いによって56平米を、売買によって購入し、それを工場までの通路とするということです。確かに、住宅街ということもあって、既存の道路の方がちょっと狭いかなという感じがありまして危険かなということもあ

○議長

はい、それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、ただいま事務局並びに調査委員長から説明がございました。何ら問題ないと思

○議長

ただいま、議案第2号について事務局及び調査委員長並びに担当の方から説明がありました。議案第2号について質疑のある方は挙手をお願いします。

これについては、分筆はもう前もってされていたんですか。

○事務局

はい、分筆登記についてはもう既に終わっております。

○議長

質疑の方が無いようですので、それでは採決をいたします。

議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」説明いたします。資料は4ページです。

1番です。榕城城地区です。台帳地目は畑ですが、平成23年3月30日頃から耕作せず、現在、原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。下西下石寺地区です、台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

これについても、昨日、現地調査が行われております。

それでは調査委員長の報告をお願いします。

○9番委員

それでは、議案第3号の非農地証明願いにつきまして調査をしましたので報告いたします。

場所といたしましては、城から石堂に上がる住宅地を通った農地となっております。非常に道が狭くて、ちょっとこんなところに畑があるのかというぐらいのところでした。その上のほうには住宅があります。この農地は平成13年の大雨の災害のときに、上のほうの土手が崩れて、木とか雑木とかが生えておりました。

その残りを農地として作っていたのですが、申請人も団体職員を退職し、もともとは現和校区の出身で、そこに農機とか農機具とかあるそうです。

そこから通っての農作業また道も悪く狭いということで、こういう状態になったということです。我々の意見といたしましては、雑木竹等も生えておりますので、これは非

農地として認めざるを得ないのではないかということで意見の一致を見たところです。

続きまして、番号2です。下石寺地区の農地 234 平米ですが、これも昭和 60 年以前から農地としては耕作していないということでもあります。

本人によれば、もう 40 年ぐらい作っていないということです。右側にロータリーでたたいた農地がありますが、これが申請人の農地であります。奥にはまた他の人の農地がありまして野菜とか植えておりましたが、そこへの通路として 40 年使っているということであります。砂利等も出ており、これはもう農地としては復旧できないということで意見の一致を見たところです。以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、調査委員長の報告どおりで、原野化している状態でしたので、認めても何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

○5 番委員

はい、5 番です。ただいまの調査委員長の説明のとおり、現地を見ても農地としての利用価値がないということで問題はないと思います。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、それでは無いようですので、採決をいたします。

議案第 3 号「非農地証明願いについて」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成ですので、議案第 3 号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することとします。

○議長

続きまして議案第 4 号「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 4 号「あっせんについて」をご説明いたします。資料は 5 ページです。

今月のあっせん申し出は「貸したい」の申し出が 1 件でした。

5 ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は榕城小牧野地区の畑 2 筆、合計面積 1,591 平米です。数年不耕作で荒れている状況です。貸借年数や賃借料、作物等について特に指定はないとのこと。あっせん委員につきましては、2 番橋口委員と 12 番南委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、この畑の2枚の場所は別々ですか。

○2番委員

はい。

○議長

今月は「貸したい」の申し出が1件ということです。

これについて何か質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

はい、この条件ですけど、賃借年数とか賃借料の指定は無いという事ですが、賃借料は無料でもいいということでしょうか。

○事務局

最終的には相手方とも話をしてみないといけないのですけれども、窓口相談にこられた際には特にそういう指定はないと一反歩10,000円にこだわる必要ないということで話がありましたので、現場としても荒れている状況ですので、使用貸借という事で荒らさずに作っていただければという事でした。

○2番委員

はい、わかりました。

○議長

無いようですので、あつせん委員になられた方はよろしくお願いします。

○議長

続きまして議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は6ページから7ページです。今月は22筆、合計面積10,651平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかを御報告ください。

以上です。

○3番委員

はい、3番です。22日に現地を確認しました。1から13までが山林です。以上です。

○5番委員

はい、5番です。14から16まで原野です。以上です。

○7番委員

17は原野です。以上です。

○8番委員

18は雑種地です。農道です。図面で見ても、農道だとも思います。

○議長

保留にしますか。

○事務局

一度、今回はこの荒廃農地から外して、ここに隣接する土地が、原野として承認した分で、担当の方からここも同じように原野になっているということで話があったものですから今回、荒廃農地として上げたところであります。もう一度ちょっと確認を取ります。

○10番委員

10番です。19から21は山林です。

○12番です。

はい、12番です。18日に確認いたしました。22は原野です。以上です。

○議長

はい、ただいま、事務局及び担当委員の方から説明がありました。

この件について質疑のある方は挙手でお願いします。(異議なし)の声あり。

それでは無いようですので、ただいまの報告のとおりを決してよろしいか、承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第5号については委員の報告のとおり非農地として承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年12月1日から平成31年11月30日の3年間、地目畑、面積2,156平米で、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間、地目畑、面積3,000平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間、地目畑、面積4,000平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページから1の5ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。本日お配りしている差しかえ後の資料をご覧ください。

それではまず、浜脇地区分の3の1の1ページをお開きください。こちらについては、一部訂正があります。1段目の期間が平成28年12月1日から平成33年11月30日

となっておりますが、平成 28 年 12 月 31 日から平成 33 年 12 月 30 日ということで訂正をお願いいたします。

それでは、1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 33 年 12 月 30 日の 5 年間、地目畑、面積 9,605 平米、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 184,141 平米で、利用権の設定をする者 24 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 1 の 2 ページから 3 の 1 の 3 ページを、詳細については 3 の 1 の 4 ページから 3 の 1 の 34 ページをご覧ください。

続きまして、古田地区分です。3-2-1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 58,761 平米、地目畑、面積 7,165 平米、合計面積 65,926 平米、利用権の設定をする者 24 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 2 の 2 ページから 3 の 2 の 3 ページを、詳細については 3 の 2 の 4 ページから 3 の 2 の 27 ページをご覧ください。

続きまして、大平地区分です。3 の 3 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 7,215 平米、地目畑、面積 404,850 平米、合計面積 412,065 平米、利用権の設定をする者 59 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 3 の 2 ページから 3 の 3 の 6 ページを、詳細については 3 の 3 の 7 ページから 3 の 3 の 68 ページをご覧ください。

続きまして、安城地区分です。3 の 4 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 11,011 平米、利用権の設定をする者 5 人、受ける者 1 人です。

内訳については、3 の 4 の 2 ページを、詳細については 3 の 4 の 3 ページから 3 の 4 の 7 ページをご覧ください。

続きまして、地域集積以外分です。3 の 5 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 15,424 平米、地目畑、面積 43,091 平米、合計面積 58,515 平米、利用権の設定をする者 5 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 5 の 2 ページを、詳細については 3 の 5 の 3 ページから 3 の 5 の 7 ページをご覧ください。

続きまして、武部地区分です。3 の 6 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 31 日から平成 38 年 12 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 107,790 平米、利用権の設定をする者 23 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 6 の 2 ページから 3 の 6 の 3 ページを、詳細については 3 の 6 の 4 ページから 3 の 6 の 26 ページをご覧ください。

以上、すべての案件について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ただいま、事務局のほうから説明がありました。

始めに、「利用権の設定」整理番号 1 番から 3 番について審議をいたします。

なお整理番号 2 番と 3 番につきましては、13 番委員が利用権の設定を受ける者になっており、このことについては、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限に該当することから、2 分割して審議をいたします。

まず始めに、整理番号 1 番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします

○2 番委員

はい、2 番です。整理番号 1 番について説明いたします。譲受人、譲渡人双方と現地で確認いたしました。間違いがないということでございます。

譲受人は、小牧野地区の認定農家ございまして、安納いも、バレイショ等を作付している認定農家でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1 番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、利用権の設定 1 番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、整理番号 2 番、3 番について審議の間、13 番委員の退席をお願いします。

○5 番委員

はい、5 番です。番号 2 番、3 番について報告いたします。20 日に譲渡人と現地を確認いたしました。2 番の譲渡人は土地持ち非農家でございます。3 番の譲渡人は、経営面積 5,594 平米となっておりますが、現在、何も耕作されておらず、土地持ち非農家の状態でございます。譲受人は、2 番も 3 番、同じ方ございまして、さとうきびを中心に生産する認定農家でございます。契約年数、それぞれ 5 年と 3 年の新規の設定でございます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。このについて質疑のある方は挙手をお願いします。

○2 番委員

はい、この整理番号 2 についてですけど、現況は確認していると思いますが、どういう状態でしょうか。担当をお願いします。

○5 番委員

現況は、反収も 4 反ぐらいあるのですが、ほとんど、さとうきびも出てないような状

態で畑の土が見えております。以上です。

○2 番委員

申請地を知っている下西地区の農家さんから、譲受人は、さとうきび・からいもの振興会会長でもあり、やっぱり農家が、さすが会長の作物だと、模範になるような作付けをしていただきたい。

○議長

はい、これは新規ですよ。ただ今の意見を踏まえまして採決をいたします。

利用権の設定、整理番号2番から3番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、利用権の設定2番から3番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

13番委員の入室をお願いします。

○議長

それでは、今、14番委員のほうから質疑がありましたけれども、一応決定を見ましたので、その他の事項でお願いします。

○議長

続きまして、利用権の設定「中間管理事業分について」審議をいたします。先ほど事務局のほうから説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○2 番委員

はい。たくさん資料がありますが、各地区の交付金がどれだけかわかりますか。教えてください。

○事務局

はい、面積によって金額が確定するのですが、手元に金額の正式な資料がございませんし交付申請等もありますので、また来月以降の総会で正式な面積とかが出てから交付金の額はどれぐらいになるかというところも含めて提示をさせていただきたいと思っております。

○2 番委員

私は、地区内の農家さんにも、交付金等のことを報告して地元の農家さんにも周知、了承してもらいたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長

他に何か質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、それでは無いようですので採決いたします。

利用権の設定、「農地中間管理事業分について」原案どおり承認される方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

それでは、利用権の設定「中間管理事業分」につきましては、原案どおり承認し意見

を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第7号、「西之表市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について」事務局の説明をお願いします。

○農林水産課

私の方から、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しにつきまして御説明をさせていただきます。事前に資料はお配りしてございます。

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、市が効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その目標や推進方策等に関する方向性を明確にするものであるとともに、今後の農業経営基盤強化に向けた指標となるものでございます。

基本構想につきましては、おおむね5年に一度見直しを行いまして、向こう10年間の計画を策定することとなっております。現行の基本構想につきましては、国が「新たな食料農業農村基本計画」を策定したことや農業・農村の情勢変化を踏まえ、平成24年4月に策定されたもので、平成26年9月に認定新規就農者制度が創設されたことに伴い一部見直しが行われております。

今回の見直しにつきましては、5年に一度の見直しであり、平成28年3月に県の基本方針が新たに策定されたことを受けて行うものです。

まず、改正点でございますけれども、一点目です。平成28年4月1日付けで、農地法が改正施行されたことが一番大きな改正でございますけれども、平成28年4月1日付けで、農地法が改正施行されたことに伴い、法人の呼び名を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更してございます。

新旧対照表を見ていただければ、わかりやすいかと思うのですが、全部で16カ所ございます。左側が改正後になっております。

2点目です。農業委員会法の改正によりまして、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、新旧対照表でいきますと、新旧対照表6ページの左上、農業委員・農地利用最適化推進委員というふうに、こちらのほうを追加してございます。

お手元の資料では「農地利用最適化推進委員」となっていると思います。

「農地使用」を「農地利用」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

続いて、3点目です。見直し案の3ページ、第1の3になります。

こちらにつきましては、経営改善計画の認定を受け、認定農業者をめざす農業者の所得目標ということになっております。現行基本構想からの変更はございませんが、計算方法についてご説明を申し上げます。

県の基本方針に定められた認定農業者の所得目標が、420万円ということになっております。それを県民所得推計のデータを活用いたしまして、西之表市の平均所得水準に合わせて計算をし直しますと358万7千円という数字になります。

前回見直し時が 356 万 2 千円でしたので、若干数字の変動はございますが、前回同様の 360 万円ということで設定をいたしております。

続いて 4 点目になります。見直し案の 4 ページ、第 1 の 5 です。

これも先ほどと同じく青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者を目指す新規就農者の所得目標ということになっております。

こちらにつきましても現行基本構想では、150 万円ということで変更はございませんが、県基本方針に定められた認定新規就農者の所得目標 168 万円、認定農業者の 4 割ということで、これを西之表市の所得水準に換算いたしますと、143 万 4 千円ということになります。こちらについても、前回見直しが 156 万 2 千円ということで 150 万円に設定をいたしております。それ以外にでも変更点がございませけれども、字句の整理や表現方法、法改正によって、既になくなったものを現行の法律に合わせて修正を行っているものでございますので、制度自体に大きな変更はございません。

また、今回の見直しに対しまして、パブリックコメント制度活用いたしまして、10 月 20 日から 11 月 21 日までの 31 日間、市民の意見を募集したところですが、意見についてはございませんでした。

なお、今回提案させていただきました議案につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に基づき、農業委員会の意見をお伺いするものでございます。

よろしくお願いたします。以上です。

○議長

ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、これについて、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○2 番委員

はい、2 番です。4 ページの上から 4 行目ですけど、「150 万円程度とする。ただし青年就農給付金は含まない目標とする」とあります。確認ですが青年就農給付金を受給している農家は、農業所得 150 万円を突破したら、この青年就農給付金はカットされるということでしょうか。そういうことを聞いたのですが。

○事務局

はい、お答えいたします。150 万円を超えたからと言って停止とかストップになるということはありません。ただし、平成 26 年の法改正によりまして、それまで一律に青年就農給付金については 150 万円というのが給付されていたんですけども、26 年度改正後から、認定を受けた方につきましては、所得変動制ということになっております。

農業所得が 100 万円を超えたら、青年就農給付金が 150 万円から少しずつ減っていくということで、農業所得が 350 万円を超えると、その年は支給停止というのがございませけれども、150 万円で停止ということはありません。

150 万円という数字で申し上げますと、法改正前の方は 150 万円超えても、給付金の額は変わりません。法改正後に認定を受けた方につきましては、もらえる給付金が 150

万円から減っていくという形になります。以上でございます。

○2 番委員

一生懸命頑張って、農業所得がどんどん上がったら給付金は減らされると改正後はそういうことですから、あんまり頑張らないほうがいいんじゃないかという制度の仕組みがおかしいですね。やっぱり頑張った農家はそれだけ汗も流しているんだから給付金を満額支給すべきだと思います。これでは、あまり頑張るなという事ですよ。違いますか。

そう理解しても良いのじゃないですか。やっぱり頑張って農業所得を上げれば市税も増えるわけですから。極端な話ですが違いますか。

やっぱり、こういった意見をどんどん上げていかないといけないのではないのでしょうか。そうしないと農業農村社会は、発展していかないと思います。私はそう考えております。よろしく申し上げます。

○事務局

はい、先ほどのご意見につきまして、一応ご報告ということで私たちのほうも、国の制度改正に伴いまして、これまでもいろいろ改正がございました。

改正によって、いわゆる農業後継者跡取りの方が、新規参入者より認定が受けにくいという状況になっているということも改正で行われております。そういったことも含めまして、私たちのほうも、制度改正につきまして、ことある場で意見のほうを上げさせていただいております。今回の改正についても同じく、農業所得 100 万を超えなければ、150 万円満額もらえるということで、今、西之表の受給者ではおりませんが所得の調整ということが考えられるということで、委員がおっしゃられたとおり、頑張るなというのを推奨しているものだというので私たちも同様に、担当者会におきまして、県のほうにも制度改正につきまして、国に意見を上げてくれということでお願いをしているところでございます。また、委員のほうも、そういったご意見がありましたら、私たちのほうにご意見を寄せいただければ、こちらのほうでまた市として熊毛地区として県のほうに要望を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○2 番委員

いや、意見があるから私は言っているのですよ。私の地元でも他校区の農家さんから、あれは頑張ったら減らされる制度だから、意見を国や県にあげるときあなたたちも来て、農業をしてみなさいと地元の農家さんが言っているのですよ。税金ですから、もう少し、ちゃんとしてもらいたいです。よろしく申し上げますよ。

○議長

よろしいですか。14 番委員。

○14 番委員

農業所得っていうのは、収入額のことですかそれとも純益のことですか。

○事務局

はい、お答えいたします。

所得のとらえ方でございますけれども、収入ではなく、収入から肥料代等、経費を差し引いた残りということでございます。純益というふうにとらえていただいでよろしいかと思えます。以上です。

○議長

よろしいですか。

後継者がいないと国もいつているわりには待遇がだんだん悪くなっていく。後継者が親の後を継いでさとうきびを作ると、これがまた対象にならないということで、本当に国が後継者を育てるという言葉とは全く違う方向になっていっていますので、私達も会々ときは、私のほうでももちろん発言はしますけれども、ぜひ市の農林水産課のほうも、ことあるたびにこの辺はちょっと声を上げていってほしいと思えます。よろしく願います。

○2番委員

はい、最後になります。青年就農給付金を受給している農業者の経営が、日ごろ、ちゃんと作物の栽培を管理したり圃場を管理したり、しっかり手入れしているかどうかという、雑草だらけの圃場が見受けられます。また、そういう農業者がいることも、現実としてあります。そこら辺を、主管課は、2か月に1回とか、年間に何回も現地を確認していただきたいと思えます。要するにこの交付金はすべて税金ですから今後やってもらえますか。

○事務局

よろしいですか。一応ですね、法律の建前だけとりあえず話します。

市町村はですね、半年に一回、経営状況を確認しなさいということで法律で定まっておりますけれども、昨年度、私が27年度から担当させていただいておりますけれども、それから定期的に部門ごとになりますけど、この時期は、安納いも、この時期はスナップ、この時期はさとうきびというような形で、管理をする時期、収穫期だったりということで、技連会でも、農林水産課、農協、農業委員会ももちろんはいつてもらっています。熊毛支庁のほうと連携をいたしまして、現地確認の方は定期的に行っております。通常の半年に一回の法律に定められた現地確認とは別に現地確認を行っております。その中で、問題があるようであれば、本人も、呼んでということもありましたけれども、こういう状況だから改善をしなさいということで、本人に改善計画書を提出させて、それについても、改善計画で、あなたはこういうふうになりますと、宣言をしましたが、今後はどうですかという形で追跡調査も行っております。

また、改善が見られない方については、給付停止という措置も現在行っておりますので、委員がおっしゃられたとおり、ただで150万円くれる制度というのは、ほかにもありませんので、そういったことを意識しながら常に周りが見ているからではない

んですが、自分の経営がしっかり成り立っていくために、どうすればいいかというのはおのずから見えてくるでしょうということで、だいぶ去年ぐらいから、締めつけのほうは厳しく、現地のほうも確認をし、つじつまが合わないところがあれば、本人に説明を求め、対策をとっております。まだ不十分というところもございますので、皆さんからの情報があれば寄せていただければ助かります。よろしくお願いたします。

○2 番委員

この給付金を受給申請して、実際、農業をしていない受給者もいるんじゃないですか。そういう受給者はどう対処するのですか。

○事務局

今、28人受給者がおりますけれども、全員農業については経営を行っております。もちろん、技術の差だったり、熱意の差というものもありますけれども、やっぱり周りを見習って周りの農家さんの声を聞いて、しっかりと農業がなりたっていくように、はっぱをかけているところで、全員農業経営については行っているというふうに確認しております。以上です。

○議長

2番委員。発言は議長を通して下さい。

○2 番委員

議長いいですか。今の説明ですけど、その確認がちょっとあまいのではないですか。実際に地域の方からもいろいろな意見も出ているのです。私のところに寄せられております。支給を停止するばかりでなくて、今まで支給した金額を返納してもらおうべきだと言っております。生活が成り立たないから給付金を出しているのではないのですか。不正受給ではないのですか。返納させるべきでは。

やっぱりさっきから言うように、国民の税金ですから、原資は100%、税金の無駄遣いをさせてはいけません。

○事務局

お答えいたします。給付停止ももちろんございます。それに伴って返還というものもございます。もちろん委員がおっしゃられたとおり、虚偽の申請を行っていた場合、我々を欺いていた場合につきましては、もらっていた給付金は全額返還ということで、そこまで定められておりますので、今後、確認のほうも強化いたしまして、そういった事例が見られましたら、厳しい態度で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長

よろしいですか。

○2 番委員

やっぱり地元の農家から農業委員として正すべきと考えましたので、仕方なく、こう

いう発言をしておるわけですから、ちょっと厳しい発言になりましたが、以上で終わります。

○議長

はい、1番委員。

○1番委員

議会の報告会でも、でてる課題として、小規模生産者に対する支援の関係が要望としてかなりでてるので、やはり今、農地を支えているのは大規模農家もそうですが、小さな生産規模の認定農家も含めてですが、新規の農業者も、そこら辺の支援策というのが何か薄い状況と言われるので、そこら辺をせっかく農業経営基盤の強化の促進だから、わが市の農業の基盤の実態をとらえたら、やっぱりそこら辺の支援策に重点的に取り組みも、あってもいいのかなと思うのですけれども、これ要望ですけどもどうでしょうか。

○農林水産課

はい、お答えいたします。

部門違いのところもちょっとありますけれども、全体的な話ということでお伺いいただければというふうに思いますけれども、小規模農家の支援ということでご意見ご要望がございますけれども、まず国のほうが補助金だったり支援の重点というところを担い手農家、認定農業者、認定新規就農者、農業法人というのに絞ってきているという現状がありまして、以前までであれば小規模の農家さんでも複数で機械利用組合というものを作れば、機械導入ということができたり、補助事業が使えたということもありますけれども、今は、そういったものがどんどん少なくなってきております。逆に担い手に集中という形になってきております。小規模農家の方でも所得を上げていらっしゃる方、またその作物によって、小規模でもできる所得を上げられる作物というのがありますので、そういった方々を私たちとしては担い手農家のほうに引き揚げていって支援策が受けられるように、対応をとってまいりたいとし、既にやっているところもあります。

また、そういったもので、どうしてもカバーしきれない方につきましては、市の単独事業を活用しまして、例えば、青果市場のほうで、3人でグループをつくって統一の基準で作物を栽培出荷すると輸送費を補助したり、そういったものをできる範囲で小さいながらも行っているというところもございますので、今回、委員から要望があったことについては、また事務所に戻って上司のほうにも伝えます。

また、自分たちもPRが足りないところがもちろんあるかと思えます。毎年の施策説明会というのを、公民館を巡回して行っているのですけれども、なかなか出席者が少ないというところもありますので、また、委員の皆様、市民の方から問い合わせがあったときには、お答えをしたいというふうに思いますので、こういったことをしたいんだけど、何か支援策はないかということで、また役所のほうに聞きに行ってもらおうと電話でも結構です。とにかく、声を上げていただかないと私たちのところも対応できないというところもありますので、そちらのほうのご協力もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○1 番委員

情報ですが、今度、特定有人離島新法が公布されているのですが、その部門の農業分野で、一企業体でも補助対象になるという情報などが入っているので、そういった部分の活用とかいうのもぜひ検討していただきたい。

○議長

はい、時間も押しておりますので、私もちょっと質問が一点と、それから先ほど 2 番委員の方から就農者の指導はどうなっているかということですがけれども、確かに技連会、農協、市役所でも年に 2 回ぐらい、圃場の巡回をしたり、また我々のほうでも、新規就農者の指導という形で年に 2 回から 3 回、巡回をして指導、またレポートを提出させまして悪いところはちゃんと指導はしています。

その中で、2 番委員が言われたような状況が出てくるということですので、この辺は追跡もまたよろしくお願いします。

質問ですが、先ほど 350 万を超した場合は中止、それはまた、次の年に、もし、天候に左右されてだめだった場合、また復活はできるのでしょうか。

○農林水産課

はい、350 万円を超えた結果、中止という形になりますので、一年間順延されるわけです。その 1 年、仮に 1 年だったとすると、1 年間はなかったことになります。

○議長

それでしたら、5 回が 4 回になったり 3 回になったりするということですね。

○農林水産課

はい、そういう御理解でよろしいと思います。

○議長

それと先ほど、1 番委員が言われたように日本の農地を守ってきたのは本当に小さな畑を守ってきたから今があるのですよね。今はもう大型農家、それから認定農業者、担い手も政治的にこっちのほうにすべてが何か優遇されてる。いま、行政でできることというのは、担い手の底上げをしてもらう。そうすると、集積もできてくるというのがありますので、認定農家が厳しいのであれば、5 年に 1 回の見直しの時でも、担い手の農家を、育成してもらって、その人たちの支援が受けられるような施策をぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

○7 番委員

はい、7 番です。この青年給付金を受けさせるとき、農業者年金とかの指導はされていないのですか。

○事務局

はい、お答えいたします。給付要件としては、農業者年金に加入することというもの

はございません。最近まで各方面からの要望がありました。例えば農業者年金に加入させるべきではないか。農業青年クラブへの加入を必須とするべきでないかというのがありましたけれども、これまでの国の見解としては、農業を始める青年就農給付金を受けることで、金銭的な負担を強いるものについては、法の趣旨から適当ではないと。

つまりその農業者農業者年金に加入することを条件とするというのは、だめですよということで、言われてきたところでございます。ただし、最近のQ&Aになりますけれども、市の給付要綱というのはもちろんあります。市の給付要綱の中で、きっちり定めればそれでもいいんじゃないですかということで国の見解が出ておりますので、我々のほうとしても、農業者年金というのはまた、別の問題という年金だけでなく、農業青年クラブへの加入、市が主催する簿記の研修会、新規就農者への研修会も必ず参加をしてください。青色申告を必ずしてくださいというような条件を新たに加えていこうかなという検討を始めている段階です。

つい最近見解が出たものですから、そういったことも良いのではないですかと今後、農業を担っていく方ですので、最低青色申告してもらわないといけないのではないかとということで、そういったものを条件に加えていきたいというふうに思っております。

はい。以上です。ちょっと長くなりましたがすいません。

○議長

はい、他に

○2番委員

農業者年金もですが、国民年金はどうなのですか。国民年金を払ってなくて交付金は受給できるのですか。

○事務局

はい、そちらについても給付要件の中にはありません。

例えばですね、今までいないのですが、税金に未納がある方とか国民年金加入してない方、未納の方という方でも、法律上、要件を満たせば、支給を受けることができますけれども、今のところは、そういった方には、認定をしていない受給をしていないというところでございます。以上です。

○議長

はい。それでは、もう大体意見も出尽くしたようですので、ただいまの報告のとおり、決してよいか承認をいただきたいと思えます。


それでは、報告のとおり、承認する方の挙手をお願いします。

どうもありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第7号については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 脇田峰生 

10 番委員 中村正幸 

11 番委員 河本アツミ 